高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第30号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑳に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、平成28年10月27日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」(以下「変更公告」という。)を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成29年２月28日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

１．企画割引「2017北陸ドライブプラン（福井周遊コース)」

⑴　割引をする自動車

①　彦根発着福井周遊コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。)する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。)。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

②　一宮発着福井周遊コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　名古屋発着福井周遊コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

④　豊田・岡崎発着福井周遊コース

⑶に定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②イに定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷②イに定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、下表に掲げる額とする。

	軽自動車等	普　通　車
彦根発着福井周遊コース	4,500円	5,500円
一宮発着福井周遊コース	5,300円	6,500円
名古屋発着福井周遊コース	6,000円	7,300円
豊田・岡崎発着福井周遊コース	6,900円	8,500円

⑶　実施する期間

平成29年３月１日から平成29年11月30日まで（ただし、会社が別途定めて申込サイトで告知する日を除く)。

⑷　適用区間

①　発着エリア

イ　彦根エリア

中央自動車道西宮線の彦根インターチェンジから湖東三山インターチェンジまでの区間。

ロ　一宮エリア

中央自動車道西宮線の小牧インターチェンジから一宮インターチェンジまでの区間。

ハ　名古屋エリア

第一東海自動車道の名古屋インターチェンジから春日井インターチェンジまでの区間。

ニ　豊田・岡崎エリア

第一東海自動車道の音羽蒲郡インターチェンジから東名三好インターチェンジまでの区間及び第二東海自動車道横浜名古屋線の岡崎東インターチェンジから豊田南インターチェンジまでの区間。

②　周遊エリア

イ　北陸自動車道の敦賀ジャンクションから金津インターチェンジまで及び近畿自動車道敦賀線の大飯高浜インターチェンジから敦賀ジャンクションまでの区間。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

変更公告の変更

企画割引「速旅　ふじのくに歴史めぐりドライブプラン」について、次のとおり改める。

⑴　割引をする自動車

①　首都圏発着①　静岡県域周遊プラン

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

②　首都圏発着②　静岡県域周遊プラン

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。

③　首都圏発着③　静岡県域周遊プラン

⑶イに定める期間のうち連続する２日間以内に、⑷③に定める区間内のインターチェンジから⑷㉑に定める区間内のインターチェンジまで１往復し、⑷㉑に定める区間を通行する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

ただし、本割引の適用を５回受けた後、当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して割引申込をし、利用する場合を除く。